

# 令和6年度重複服薬通知業務仕様書

## 1 業務名称

令和6年度重複服薬通知業務

## 2 業務の目的

複数の医療機関において同一成分、同種同効（効能・効果、薬効・薬理が全て同じか、又は極めて似ている医薬品）、又は併用禁忌の薬剤処方がなされている重複服薬は、薬物有害事象（健康被害）が発生する恐れがあり、安全性の確保等から適正化が必要となる。本市国民健康保険の被保険者においてもこれを踏まえ、レセプトデータを活用して重複服薬者を抽出し、効果的な通知を作成することにより、国民健康保険被保険者の健康維持、医療費の適正化を図ることを目的とする。

## 3 履行場所

受注者が所管する作業場で発注者に届け出た場所

## 4 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

## 5 業務内容

### (1) 実施にかかる支援等

- ①事業実施スケジュール及び打合せ資料を作成すること。
- ②実施期間中3回以上の打合せを行うこと。
- ③実施に必要な報告書等の作成をすること。
- ④業務全般の日程を管理すること。発注者の承認を得た再委託先の事業者に係る日程管理も適切に行うこと。
- ⑤レセプトデータの授受及びデータベース等の納品に関連した個人情報対応の輸送については、セキュリティ便を利用すること。ただし、総合行政ネットワーク（LGWAN）上でのファイル転送サービスなどを受注者が保有している場合、当該サービスを利用したデータ授受も可能とする。

### (2) データベース及びリストの作成

レセプトデータを分析し、重複服薬通知対象者（以下「対象者」という。）の抽出・特定・リスト化をする。

#### ①対象レセプト

発注者が提供する令和5年10月診療分から令和6年3月診療分までの6か月分のレセプトデータ

（参考）後発医薬品差額通知書等作成において処理したレセプト件数

診療月	R1.10	R1.11	R1.12	R2.1	R2.2	R2.3
電子レセプト(件)	43,589	43,349	44,304	41,917	41,089	41,455
手書きレセプト(件)	173	187	178	181	178	182
診療月	R2.10	R2.11	R2.12	R3.1	R3.2	R3.3
電子レセプト(件)	42,186	39,361	40,910	37,663	38,372	42,542
手書きレセプト(件)	166	165	219	32	44	48

診療月	R3. 10	R3. 11	R3. 12	R4. 1	R4. 2	R4. 3
電子レセプト (件)	41, 764	41, 272	41, 260	38, 605	37, 376	41, 875
手書きレセプト(件)	8	7	9	7	5	10
診療月	R4. 10	R4. 11	R4. 12	R5. 1	R5. 2	R5. 3
電子レセプト (件)	39, 966	39, 905	40, 237	37, 362	37, 100	40, 924
手書きレセプト(件)	9	3	9	6	5	5

## ②データベースの作成

令和6年1月診療分と、令和6年3月診療分を基準月とし、それぞれ当該月以前4か月分のレセプトデータを分析する。(令和6年1月診療分は、令和5年10月～令和6年1月診療分、令和6年3月診療分は令和5年12月～令和6年3月診療分)

レセプトデータを分析し、同一月内に14日以上の内服薬を2医療機関以上で同じ薬の処方がある患者を抽出し、対象者名、診療年月、傷病名、医療費、調剤費用及び禁忌情報、向精神薬の有無などを含めた薬剤データベースを作成すること。なお、精神疾患(不眠症以外)及び入院患者については除外を行い、向精神薬は医薬品マスタの項番14「麻薬・毒薬・覚醒剤原料・向精神薬」の「向精神薬」に該当するものと定義する。

なお、データベースを作成する上で別途必要なデータが生じた場合は、双方協議の上決定するものとする。

## ③リスト化

データベースを用いて、対象者ごとに、医療機関名、薬局名、薬品名、薬価コード、数量、回数、調剤日、剤型をリスト化すること。

## (3) 重複服薬通知書のデザイン作成

重複服薬通知書のデザインを作成し、データを提供する。

- ①デザインは、重複服薬情報のほか、本通知の薬局又は医療機関への持参、通知の趣旨、重複服薬による健康被害の可能性、お薬手帳の活用方法や一本化の推進など、重複服薬の抑制となる効果的でわかりやすい内容を、A4用紙、両面、カラー刷りに収めて提案すること。
- ②提供するデザインは、原則3回は校正することとし、発注者の承諾をもって校了とする。
- ③デザインはその使用に当たり、問題がないよう商標調査等を行った上、提供すること。
- ④デザインの著作権は発注者に帰属すること。
- ⑤宛名及びリスト化した服薬情報の印字については発注者が印刷するものとする。

## (4) 効果分析

通知書発送前後のレセプトデータ分析により、通知書送付の効果額を算出するとともに、事業実施報告を行う。

### ①効果分析に用いるレセプトデータの提供

発注者は、効果分析のため令和6年8月診療分から令和6年11月診療分までの4か月間のレセプトデータを提供する。

### ②効果検証の報告

受注者は、効果分析に用いるレセプトデータを分析し、通知書による効果検証(対象者ごとの、件数、医療費及び調剤費用などの推移)を行い、通知者及び非通知者に分けた効果検証の結果をそれぞれ報告すること。また、効果検証に用いたデータは、(2)②のデータベースに追加して提供すること。

(5) 成果物（納入物）

受注者は、所定の成果物を提出すること。

①データベース及びリスト

受注者は、レセプトデータを分析して作成したデータベース及びデータベースを用いて作成したリストを、E x c e lにより、令和6年7月12日（金）までに提出すること。

②重複服薬通知書のデザイン

受注者は、発注者の承諾をもって校了したデザインをW o r d及びP D Fにより、令和6年7月12日（金）までに提出すること。

③効果検証報告書及びデータベース

受注者は、効果検証報告書をW o r d、データベースはE x c e lにより、令和7年3月24日（月）までに提出すること。

6 委託料の支払い

本業務の委託料は、業務完了後の一括払いとする。

7 その他

- (1) 本業務に係る報告書、データ等について一切の権利は発注者に属するものとする。
- (2) 受注者が仕様書に定める業務について取得した情報は、仕様書に定める業務のみに使用する。
- (3) そのほか、仕様書に定めのない事項については、双方が協議して定める。

8 問い合わせ先（発注担当課）

東広島市 健康福祉部 国保年金課 医療給付係

電 話 （082）420-0933

F A X （082）422-0334